

# 令和4年2月定例会 提出議案（概要）

（頁）

（1）議案第29号	.....	1
-----------	-------	---

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

デジタル市役所推進室

## 議案第29号 「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

### 1 議案提出理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加する等のため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報の追加

(条例別表第2関係)

番号法に「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務」(いわゆる療育手帳に関する事務)が追加されたことに伴い、執行機関内で連携を行うため、以下の特定個人情報について追加する等、規定の整備を行う。

○児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報

#### (2) 執行機関内で連携を行うことができる事務及び特定個人情報の追加

(条例別表第2関係)

番号法に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務及び特定個人情報」が追加されたことに伴い、執行機関内で連携を行うため、以下の事務及び特定個人情報について追加する等、規定の整備を行う。

○健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

○地方税関係情報

**(3) 執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報の追加**

**(条例別表第2関係)**

「外国人生活保護関係事務」において、「生活保護関係事務」及び「中国残留邦人関係事務」と同様に執行機関内で連携を行うため、以下の特定個人情報について追加する等、規定の整備を行う。

○難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報

**(4) 規定の整備 (条例別表第1関係)**

「市営住宅等の管理に関する事務」の規定が、「公営住宅法に基づく公営住宅の事務及び住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務を除くもの」であることを明記する等、規定の整理を行う。

**3 施行期日**

公布の日

## 改正イメージ

### ■市長部局内の別の事務での利用（条例別表第2関係）

〔 番号法では、条例上明示（別表第2に規定）することにより、  
市長部局内の別の事務で取得した特定個人情報を利用できるとされている。 〕

新		旧	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
10 生活保護関係事務  (1) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など	10 生活保護関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など
12 公営住宅関係事務 17 改良住宅関係事務 (1) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>中国残留邦人情報</li> <li>外国人生活保護情報</li> </ul>	12 公営住宅関係事務 17 改良住宅関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国残留邦人情報</li> <li>外国人生活保護情報</li> </ul>
25 中国残留邦人関係事務  (1) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など	25 中国残留邦人関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など
27 <b>健康増進事業関係事務</b> (2) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税情報</li> </ul>	27 削除	
32 市営住宅等関係事務  (1) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など	32 市営住宅等関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など
35 外国人生活保護関係事務  (1) 関連 (3) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> <li>難病関係情報</li> </ul> など	35 外国人生活保護関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など
37 重度障害者医療事務  (1) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳情報</li> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など	37 重度障害者医療事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳情報</li> <li>精神障害者手帳情報</li> </ul> など

(備考) 療育手帳情報：児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報

■個人番号利用事務（条例別表第1関係）

（番号法では、法別表第1に規定がない事務について、  
 条例上明示（別表第1に規定）することにより、  
 市が独自に個人番号を利用できるとされている。）

新	旧
事務	事務
2 市営住宅等関係事務（ <b>公営住宅関係事務及び改良住宅関係事務を除く</b> ）（4）関連	2 市営住宅等関係事務

（参考）直近の同様の改正 令和元年 10月18日改正

平成30年 10月15日改正